

ID: 11-2

担当部署: 総合政策部 交流推進課 交流推進係

処分の概要	使用料の後納承認		
例規名 根拠条項	名寄市北国雪国ふるさと交流館条例 第14条第2項において読み替える場合の第11条第2項ただし書		
例規番号	平成19年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (利用料金等) 第11条 利用料金及び暖房料は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2 利用者は、前項の規定による利用料金及び暖房料をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 3 市長は、利用料金及び暖房料を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日